

役員・評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人物療学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第 57 条及び学校法人物療学園役員の報酬等に関する規程第 3 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
  - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
  - (4) 役員の報酬等とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人物療学園給与規程に基づくものを含まない。
- 2 この規程における評議員とは、学校法人物療学園寄附行為第 31 条に定める評議員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員の報酬については次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 前条第 2 項の評議員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、別表第 1 に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第 2 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬は、当月分（毎月 1 日から月末まで）の報酬月額的全額を当月の 24 日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、当月分（前月 16 日から当月 15 日まで）の報酬の全額を当月の 24 日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指

－役員報酬基準 1－

定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改正)

第 10 条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決議する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則 (寄附行為の変更に伴う改正)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

－役員報酬基準 2－

別表第 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 10 万円
副理事長	月額 6 万円
常勤理事	月額 3 万円

別表第 2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額（手取額）
理事会等会議への出席	1 万円
上記の他、法人業務のための勤務	1 万円

(2) 監事

	日 額（手取額）
監事監査等への出席	1 万円
上記の他、法人業務のための勤務	1 万円